

日本語聴覚士協会 賛助会員（個人） 入会手続きについて

日本語聴覚士協会 総務部

入会手続き

賛助会員（個人）の入会手続きについて、ご案内いたします。

賛助会員とは以下のような条件に合致する方をいいます。

- 1) 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人及び団体。
- 2) 年会費は、1口20,000円とし、個人の場合は1口以上、団体の場合は2口以上とする。
(日本語聴覚士協会規約より)

本協会の年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいいます。

【送付していただくもの】

1. 日本語聴覚士協会 賛助会員(個人) 入会申込書
団体用と個人用にそれぞれ申込書がありますので、申込書請求の際はご確認下さい。
2. 年会費の郵便振替受領書の写し 1部

【年会費について】

1. 会費
年会費 賛助会員個人 1口 20,000円 1口以上
2. 納入方法
郵便振替：口座番号 00130-8-180548
加入者名 日本語聴覚士協会
郵便払込票の通信欄に、『賛助(個人)入会』、『口数』をご記入下さい。

会費は前納です。2年目以降の年会費は、毎年4月に納入いただきます。

【記入上の注意】

1. 『年月日』は、西暦で記入してください。
2. 年会費を何口ご入金いただいたか、ご記入下さい。
3. *印のところは、該当するものを で囲んでください。
4. 『自宅情報の名簿掲載』欄は、名簿へ掲載して良い項目（住所、TEL、FAX、E-mail）を で囲んでください。なお、全て掲載不可の場合は、「不可」に をお付け下さい。
5. 協会処理欄には、記入しないでください。
6. 黒のボールペンを用い、楷書ではっきりとご記入ください。

入会には常任理事会の承認が必要です。申込書のご提出時期によっては、承認まで日数をいただく場合がございますが、あらかじめご了承ください。

入会申込書類は、入会金・年会費の入金後、速やかにご提出ください。
入金後3ヶ月を経過しても入会申込書類のご提出がない場合、入会の意思がないものとしてご入金済みの入会金・年会費を返金させて頂く場合がございます。くれぐれもご注意下さい。

< 入会申込書類の送付先・お問い合わせ先 >

日本語聴覚士協会 事務所
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-5-16 霞ビル801
FAX 03-6412-9854